

告 示

埼玉県告示第八百三十四号

埼玉県議会令和元年十二月定例会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第五号）、令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、令和元年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,139,767千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,920,415,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		163,022,577	14,999,186	178,021,763
	1 国庫負担金	105,315,339	10,263	105,325,602
	2 国庫補助金	49,663,658	14,988,923	64,652,581
13 繰越金		958,700	2,068,386	3,027,086
	1 繰越金	958,700	2,068,386	3,027,086
14 諸収入		34,320,523	18,195	34,338,718
	4 受託事業収入	3,988,014	18,195	4,006,209
15 県債		218,389,000	6,054,000	224,443,000
	1 県債	218,389,000	6,054,000	224,443,000
歳入合計		1,897,275,246	23,139,767	1,920,415,013

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		24,690,829	1,304,635	25,995,464
	1 農業費	8,277,634	968,891	9,246,525
	4 林業費	4,411,565	335,744	4,747,309
7 商工費		18,954,603	95,726	19,050,329
	2 観光費	283,303	95,726	379,029
8 土木費		121,163,558	1,591,500	122,755,058
	2 道路橋りょう費	52,018,447	400,000	52,418,447
	3 河川費	31,567,530	1,191,500	32,759,030
9 警察費		151,533,973	15,065	151,549,038
	1 警察管理費	140,000,445	15,065	140,015,510
11 災害復旧費		20,940	20,132,841	20,153,781
	1 民生施設災害復旧費		232,512	232,512
	2 農林水産施設災害復旧費	10,890	5,879,994	5,890,884
	3 商工施設災害復旧費		2,907,407	2,907,407
	4 土木施設災害復旧費	10,050	10,667,700	10,677,750

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 警察施設災害復旧費		8,994	8,994
	6 教育施設災害復旧費		379,091	379,091
	7 県庁舎等施設災害復旧費		57,143	57,143
歳出	合計	1,897,275,246	23,139,767	1,920,415,013

第11款災害復旧費中第2項土木施設災害復旧費を第4項、第1項農林水産施設災害復旧費を第2項とし、第1項として民生施設災害復旧費、第3項として商工施設災害復旧費をそれぞれ加える。

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	災害防除費	50,000
		自転車歩行者道整備費	160,000
		道路安全施設費	60,000
		社会資本整備総合交付金（維持）事業費	198,000
		道路改築費	10,000
		道路改築事業費	400,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	565,000
		橋りょう修繕費	2,289,280
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	50,000
		橋りょう架換費	606,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	340,000		

款	項	事業名	金額	
	3 河川費	ダム等施設管理費	108,000	
		河川改修費	220,000	
		社会資本整備総合交付金（河川）事業費	919,400	
		河川施設震災対策費	92,000	
		床上浸水対策事業費	414,000	
		川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	10,500	
	4 都市計画費	街路整備費	1,295,300	
		社会資本整備総合交付金（街路）事業費	450,000	
	11 災害復旧費	4 土木施設災害復旧費	令和元年発生土木施設災害復旧費	5,836,000
			令和元年発生都市施設災害復旧費	4,180,000
6 教育施設災害復旧費		令和元年発生社会教育施設災害復旧費	363,693	

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東京オリンピック・パラリンピック競技観戦支援事業	令和2年度	255,037
舗装道整備	令和2年度	1,649,140
道路安全施設	令和2年度	333,000
社会資本整備総合交付金(交通安全)事業	令和2年度	50,000
社会資本整備総合交付金(改築)事業	令和2年度	260,000
排水機場等維持修繕	令和2年度	8,000
河川維持修繕	令和2年度	100,000

事 項	期 間	限 度 額
川の国埼玉はつらつプロジェクト推進	令和 2 年 度	117,000
砂防維持修繕	令和 2 年 度	20,000
砂防施設	令和 2 年 度	80,000
街路整備	令和 2 年 度	100,000

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
橋りょう修繕	令 和 2 年 度	334,000	令 和 2 年 度	756,000
河川改修	令 和 2 年 度	100,000	令 和 2 年 度	301,000
社会資本整備総合交付金(河川)事業	令 和 2 年 度	1,474,000	令 和 2 年 度	1,848,000

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
民生施設災害復旧事業	77,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
農林施設災害復旧事業	754,000	同	同	同
土木施設災害復旧事業	2,315,000	同	同	同
都市施設災害復旧事業	1,486,000	同	同	同
警察施設災害復旧事業	8,000	同	同	同

教育施設災害復旧事業	368,000	同	上	同	上	同	上
県庁舎等施設災害復旧事業	57,000	同	上	同	上	同	上

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	29,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	64,000		(補正前に同じ。)	
県単自治山事業	337,000	同	上	同	上	385,000	(同)	上)
治山事業	127,000	同	上	同	上	211,000	(同)	上)
県単道路建設事業	21,743,000	同	上	同	上	21,943,000	(同)	上)

県单独河川改修事業	6,400,000	同	上	同	上	同	上	6,995,000	(同	上)
県单独砂防事業	527,000	同	上	同	上	同	上	554,000	(同	上)

令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県災害救助事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,016,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		305,851	625,300	931,151
	1 国庫負担金	305,851	625,300	931,151

3 繰入金		445,850	625,300	1,071,150
	2 基金繰入金	305,850	625,300	931,150
歳入合計		766,215	1,250,600	2,016,815

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		766,215	1,250,600	2,016,815
	1 救助費	611,702	1,250,600	1,862,302
歳出合計		766,215	1,250,600	2,016,815

令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ616,509,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		40,446,939	107,857	40,554,796
	2 基金繰入金	300,000	107,857	407,857
歳入	合計	616,401,545	107,857	616,509,402

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		310,700	67,101	377,801
	1 前期高齢者納付金等	310,700	67,101	377,801
7 共同事業拠出金		764,286	40,756	805,042
	1 共同事業拠出金	764,286	40,756	805,042
歳 出 合 計		616,401,545	107,857	616,509,402

令和元年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,054,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,811,303	112,188	1,923,491
	1 国庫補助金	1,811,303	112,188	1,923,491
5 繰越金		1	189	190
	1 繰越金	1	189	190
7 県債		1,984,000	112,000	2,096,000
	1 県債	1,984,000	112,000	2,096,000
歳入	合計	12,830,064	224,377	13,054,441

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		9,695,857	224,377	9,920,234
	1 住宅管理費	6,049,316	224,377	6,273,693
歳出	合計	12,830,064	224,377	13,054,441

第2表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅管理事業	112,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和元年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第2条 「平成31年度埼玉県地域整備事業会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県地域整備事業会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県地域整備事業会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（業務の予定量）

第3条 令和元年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主なる建設改良事業	18,158,196 千円	1,309,687 千円	19,467,883 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「19,352,083千円」を「20,661,770千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	21,004,944	1,309,687	22,314,631
第1項 建設改良費	18,451,698	1,309,687	19,761,385

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	草加柿木地区 産業団地整備事業	13,695,516	平成29年度	8,370,916	15,005,203	平成29年度	8,370,916
				平成30年度	2,885,600		平成30年度	2,885,600
				令和元年度	2,439,000		令和元年度	3,748,687